

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成23年9月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 1件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 原子炉安全上の影響度合い |
|-----|-----|---|--------------|
| 1 | 2号機 | 原子炉建屋地下1階A系電気品室において、天井面の穴あけ作業時、埋設された照明用の電線を損傷させた。当該電線を修理。 | GⅢ以下 |

3. GⅢグレード 15件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1 | 1号機 | 取水口除塵装置(D)の点検時、本体フレーム底部のラバーブーツ(ゴム製のシール部)が損傷していることを確認した。当該ラバーブーツを修理。 | |
| 2 | 1号機 | 主油タンクガス抽出機排気ライン用の電気式油分離器の点検時、コレクティングセル(電圧を掛けてガスに含まれる油を除去・回収する機器)の絶縁不良を確認した。当該機器を修理。 | |
| 3 | 1号機 | 主タービン主要弁の点検時、弁開度検出用の部品(差動トランス)における連結部の間隙値が管理値を超えていることを確認した。当該部品を修理。 | |
| 4 | 1号機 | 主タービン蒸気加減弁の点検時、弁開度検出用の部品(スイッチボックス)における接続棒の遊びが管理値を超えていることを確認した。当該部品を修理。 | |
| 5 | 1号機 | 復水再回収ポンプ最小流量ラインの点検時、管径が細くなった部分の下流の配管に減肉を確認した。当該配管を修理。 | |
| 6 | 1号機 | 真空ポンプウォーターセパレータ出口逆止弁の点検時、弁体の軸貫通部の穴に摩耗を確認した。当該弁を修理。 | |
| 7 | 1号機 | 主蒸気止め弁シート前ドレン弁の点検時、弁体、弁座に減肉を確認した。当該弁を修理。 | |
| 8 | 5号機 | 防災監視盤の画面表示装置が不良であることを確認した。当該装置を点検・修理。なお、プリンター等により画面表示を代替することで監視機能は維持されている。 | |
| 9 | 6号機 | 発電機の軸電圧モニタの点検時、電圧ブラシ回路LEDランプが点灯していないことを確認した。当該事象の原因を調査。 | |
| 10 | 7号機 | 原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(D)の点検時、羽根車等に腐食と浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該羽根車等を修理。 | |
| 11 | 7号機 | 主タービン蒸気加減弁の点検時、スプリングハウジング(弁開閉ばね収納ケース)ガイドローラー枠板の摩耗が管理値を超えていることを確認した。当該枠板を修理。 | |
| 12 | 7号機 | プラント停止後の主蒸気隔離弁漏えい率試験において、漏えい率が管理値を超えていることを確認した。当該弁を点検・修理。 | |
| 13 | 7号機 | 燃料集合体 SHIPPING 検査において、SHIPPING 検査装置の半導体検出器の不調を確認した。当該検出器を交換。 | |
| 14 | 7号機 | 燃料集合体 SHIPPING 検査において、SHIPPING 検査装置の電源供給ユニットに不調を確認した。当該電源供給ユニットを交換。 | |
| 15 | その他 | 大湊焼却炉雑固体供給設備において、パレットを移動する機器の直流・交流変換装置が過負荷であることを示す警報が発生したことを確認した。当該事象の原因を調査。 | |